

多奈川小学校いじめ防止基本方針（改訂版）

岬町立多奈川小学校

平成 26 年 3 月 19 日

平成 30 年 8 月一部改正

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。また、いじめは、いつでも、どこからでも、どの児童にでも起こり得るもので、被害者と加害者の両方になり得るといふ危険性もはらんでいる。

こうした事実をふまえて、「いじめは絶対に許さない」、「傍観する行為も許さない」姿勢で臨み、なによりも「いじめの未然防止」と「いじめの早期発見と早急な対応」に重点をおいて、いじめが発生してしまった場合には、児童の尊厳を最大に重視し、関係機関との連携のもと、組織をあげた対処に全力で取り組む必要がある。

さて、本校では、＜正しく、強く、明るい子ども＞を教育目標に、『いきいきと輝く仲間づくり』を基本方針の柱としている。その主な方策として「一人ひとりのよさが生きる学級集団づくり」を筆頭に、「異年齢集団における主体的活動の推進」、「生き方にせまる人権総合学習の展開」、「夢や志をはぐくむキャリア教育の実践」を掲げている。これらは、教育活動全般に関連させて取り組んでいるところであるが、その根幹となるすべての子どもたちが安心して生活することができる学校の実現のため、ここに「多奈川小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを介したものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇金品をたかられる
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 …… 『いじめ防止対策委員会』

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生活指導担当（兼、人権教育担当）、養護教諭、支援学級担当、
該当の担任、ケースに応じて S C ・ S S W ・ 関係機関 ・ 全教職員

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定及び改訂
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの早期発見、いじめ事案への対処
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証

4 年間計画 本基本方針に沿って、別表1のとおり実施する。

5 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

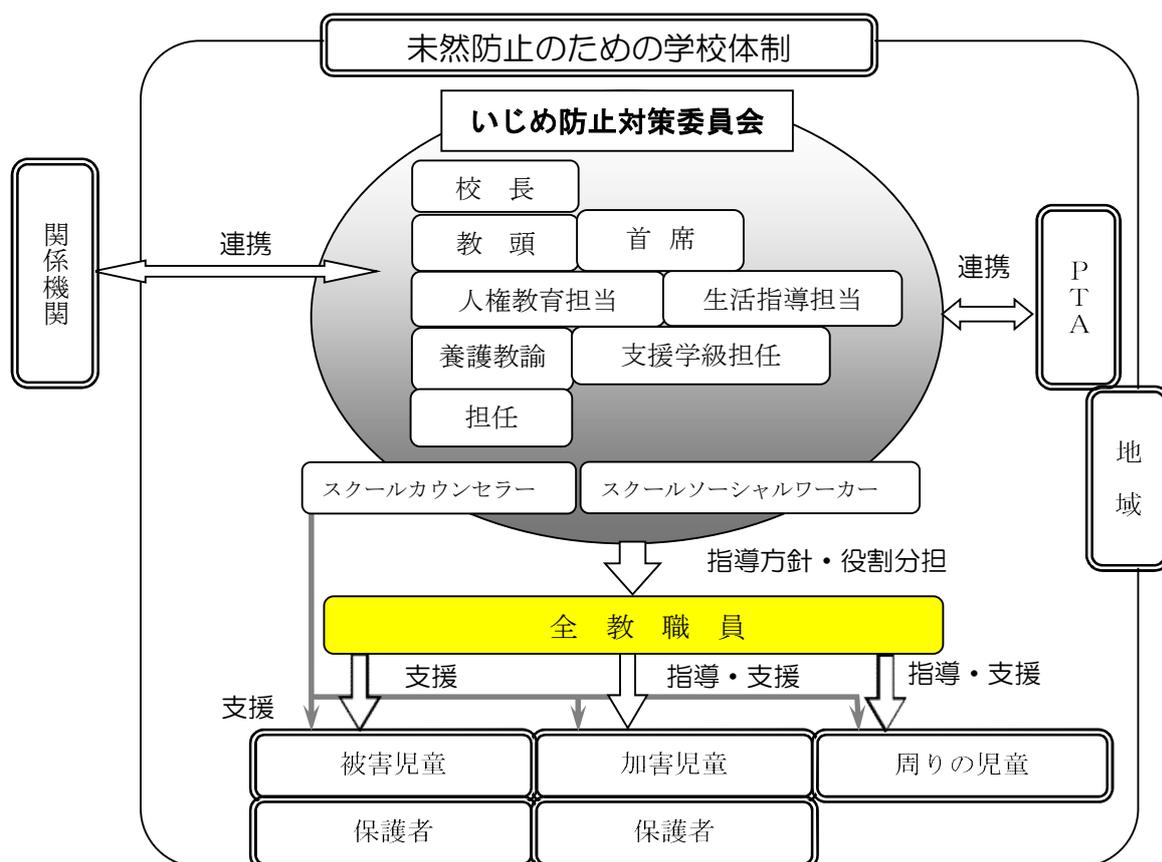
いじめ防止対策委員会は年4回、検討会議を開催し、取り組みが計画通りに進んでいるかの確認やいじめの対処がうまくいかなかったケースの検証を行う。また、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、見直し等を行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育の場である学校において、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科領域の全般にわたって関連づけながら総合的に推進する必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が級友や教職員との信頼関係を基に、安全で安心して学校生活を送ることができ、授業や行事に主体的に参加できる集団づくりを行っていくことである。そのためには、自分を大切にするとともに他人の大切さを認めることができるようになる意識・意欲・態度を身につけ、同時に自己有用感や自尊感情が培われるよう、人権教育を基盤とした集団づくりをめざして教育活動を展開する必要がある。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 日頃からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対してはいじめに対する考え方や未然防止の実施方法、いじめ事案への対応方法等について校内研修を実施する。児童に対しては、人権教育を基軸にいじめをしない、させない、許さない集団づくりを実施する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うとともに、児童が円滑にコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、学校行事や特別活動、総合的な学習の時間等を通じ、児童同士がコミュニケーションを図る場面を積極的に作り、達成感を全ての児童が持てるような活動を実施していく。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、学校教育全般において、児童の様子を観察し、その様子を踏まえて常に教育活動を改善していく。
 - 分かりやすい授業づくりを進めるために、授業づくりの研究や研修会を行い、絶えず研鑽と修養に努め、実践していく。
 - 児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、活動内容や効果的な方法について検討し、実践していく。
 - ストレスに適切に対処できる力を育むために、相談活動やカウンセリングに努める。
 - いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、校長、教頭、首席、教職員同士が授業等をお互いに観察し、適切な指導助言を行っていく。教職員の不適切な指導や言動等がないように注意喚起を行う。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育むために、授業や学校生活全般の中で児童一人ひとりが活躍できるような場をつくっていく。この際、本校の特色である「たて割り活動」を生かし、異学年集団でのつながりの中で、それぞれの役割やリーダー性を育てる。
- (5) 児童が自らがいじめについて、道徳の時間や人権教育を通じて学ぶ機会をつくっていく。そして、加害者側がいじめと考えずに、軽い気持ちで行った悪ふざけやからかいもいじめに結びつくといった学びを深めていく取り組みを実施していく。
- (6) 本校のキャリア教育の指導計画に基づき、「自分・家族・仲間を大切にし、夢や希望に向かって学び続ける」児童を育成する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多く見られる。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しい等の状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

そのため、教職員は何気ない言動から心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく洞察力、よりよい集団にしていこうとする学級経営や生活指導の指導力が求められる。

◇児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さない

特に日常多くの時間を共有している学級担任が、そのような兆候を見逃さないようにすることが大切である。しかし、担任だけでは多くの児童を観察することは難しく、担任に見えないところで事案が起きている場合がある。そのため、全ての教職員が、全ての児童に対して絶えず児童が示す小さな変化を見逃さないようにする意識をもつようにする。

◇教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する

絶えず教職員が積極的に児童生徒の情報交換を行い、それらの情報を共有することで、今後の対応方法について検討し、実施することができる。この平常時における情報交換が重大事案

に至る前の介入につなげることができる。そのため、定期的な学年会議の場や生活指導委員会だけでなく、気になる様子等があったときには、すぐに関係する教職員間で情報共有を行うようにしておく。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートや個別面談を実施する。また、別表2の『こどものサイン』チェック表を活用して、定期的に担当する学年の様子を観察し、点検を行う。日常の観察としては、授業時間はもとより児童との休み時間での活動にできる限り参加し、授業では見られない児童の様子把握に努める。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、家庭訪問、懇談会、アンケートをもとに児童の家庭環境や家庭での様子を把握し、学校での様子や行動の観察から、少しでも変わったところがあれば保護者と連絡を取り合うようにしていく。また、保護者からも家庭での様子で少しでも変わったところがあれば連絡をしてもらえるように、信頼関係づくりに努める。
- (3) 児童や保護者と垣根なくいじめに関して相談できる体制づくりとして、まずは児童からの相談に関しては担任を基本としながらも、授業等で関わりのある教職員や過去に担任だった教職員、生活指導や養護教諭等、その児童が話しやすい教職員が対応できるようにする。特に養護教諭は児童との関係からも相談窓口となりやすく、担任とともに重要な鍵となる。
また、保護者からの相談に関しても担任を基本としながら、教頭や首席、生活指導担当者、養護教諭等が窓口として挙げられる。どの場合においても、児童や保護者からのいじめに関する相談を誰が受けても学校として情報を共有し、しっかりと対応できるようにする。
- (4) 学校だより、各学年だより等により、相談体制を広く周知する。そして、「いじめ防止校対策委員会」や「学校協議会」等で適切に機能しているか等、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いは慎重に扱い、外部に漏れることのないようにする。情報を開示するような場合は、必ず校長、教頭に相談し、「いじめ不登校対策委員会」で検討した上で開示する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合も多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者からの支援、そして何より相手の変革する姿に回復のきっかけをつかむことができると考える。そして、いじめに関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする過程を通して、その教訓化を今後に生かしていく。

具体的な児童や保護者への対応については、大阪府教育委員会の「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考に、外部機関とも連携する。

レベルⅠ 管理職に報告し、担任・学年が把握し、注意・指導を行うレベル

レベルⅡ 管理職、及びいじめ不登校防止委員会が中心となって学校全体で共通理解を図り、指導・改善を行うレベル

レベルⅢ 警察や関係機関と連携して校内での指導を行うレベル

レベルⅣ 教育委員会が主導的役割を担い、学校管理規則にのっとり出席停止措置を行い、警察等と連携し校外での指導を行うレベル

レベルⅤ 学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移るレベル

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年ブロックや管理職に報告し、「いじめ防止対策委員会」と情報を共有する。その後は、この組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合は管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等で直接に会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添って支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのために、まずいじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」

として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう指導に努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげて教訓化するとともに、いじめに関わった児童の背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校としてその箇所を確認し、URLを控えて、問題箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取りなどの調査、被害にあった児童のケアなど必要な措置を講ずる。

- (2) 掲示板等への誹謗・中傷などの書き込みへの対応については、下記の手順で対応していく。

①「ネット上のいじめ」に関する情報は、教職員よりも児童や保護者、地域の方、卒業生の他、一般市民からの情報提供によることが多いため、以下の点に留意して情報収集を行う。

- ・情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録をとる。
- ・情報提供者の連絡先を確認し、情報源（情報提供者）の守秘を約束する。

②書き込みの内容が緊急を要する場合（殺人予告、爆破予告、自殺予告等）は、警察などの関係機関に連絡する。

③掲示板等の管理者には、削除依頼と開示請求をセットで行うことが望ましい。基本的には、被害の児童が学校の協力で依頼及び請求を行う。

④管理者への連絡先が不明であったり、依頼しても削除されない等の場合、プロバイダへ削除依頼を行う。それでも削除されなかった場合、警察や法務局・地方法務局に相談する等して、対応方法を検討する。

- (3) 携帯電話やスマートフォンでのメール、LINEなどによるいじめへの対応

①「メール」「LINE」等、携帯電話やスマートフォンでの「ネット上のいじめ」に関する情報は、児童や保護者からの情報提供によるものが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。

- ・情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録をとる。
- ・情報源（情報提供者）の守秘を約束する。

②書き込んだ相手が児童でない場合は、関係機関と連携し対応していく。書き込んだ相手が児童の場合は、相手が他校の場合、相手の学校と連携を取りながら教育委員会とも連携し対応していく。相手が自校の場合は、当該児童や保護者に聞き取りを行い、内容を確認し、書き込み内容を削除させる。その後の対応や指導については、他のいじめ事案と同様に行う。

- (4) 情報モラル教育の推進については、情報教育担当者が中心となって年間計画を立案し、「いじめ防止対策委員会」で検討した上で、学年の状況や発達段階に応じて実施していく。

第5章 いじめの「解消」について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合も、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。教職員は、相当の期間は経過するまでは、被害・加害児童の様子を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

第6章 重大事態への対処

全国的には近年、いじめにより子どもの生命や身体または財産に関わるような重大な事態が起きている。こうした事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないように対策を講じることが必要である。

そのため、学校はより客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要がある。

【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として次の場合が記されている。

○生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

- (例) ・児童生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合 等

○いじめにより相当の期間、学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、日数だけでなく、子どもたちの家庭での状況等、個々のケースを十分に把握する必要がある。

児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、学校は重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童や保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言する事は出来ない。

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに町教育委員会に報告し、教育委員会を通じて町長に報告する。

学校 → 町教育委員会 → 町長

(2) 調査の主体と組織

学校が町教育委員会に報告した際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかは町教育委員会が判断する。

○学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「いじめ防止対策委員会」が調査を行う。その際、町教育委員会から必要な指導、人的措置などの支援を受けることができる。

○町教育委員会が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に十分な結果を得られないと判断される場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会が外部の専門家の助言を得ながら調査を行う。

(3) 調査結果の報告及び提供

調査結果は、速やかに報告を行う。学校が主体となって調査を実施した場合は、町教育委員会を通じて町長に報告する。また、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係などについて説明する。

第7章 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

学校は、「学校いじめ防止基本方針」におけるいじめ防止等に向けた取り組みについて、学校評価において評価・検証を行う。

過去の事例をみると、いじめの被害者が以前は加害者であったり、また、いじめの加害者が以前は被害者であったりすることがある。特に以前被害者であった児童が加害者となっていた場合、過去のいじめの被害者となっていた件についても丁寧に対応していく必要がある。グループ内で標的とされる児童が代わっていき、とりわけグループ内のほとんどが加害者であり被害者であるという場合もある。

この点からも、未然防止が重要で、日頃の児童の人間関係や学校生活の様子などをつぶさに観察していく必要がある。学校教育全般を通じて、コミュニケーション力の育成、規範意識の醸成、生活習慣の確立、学力向上、人権教育を中心とした集団づくりに力を注いでいく。

また、高学年になれば携帯電話やスマートフォンに興味、関心が強まり、その所有率が高くなることから、これらに関連したいじめが発生している現状がある。そのため、学校で行う情報モラル教育だけでなく、保護者への啓発もより一層大切になってくる。懇談会やPTA研修などで、これらのテーマを取り上げ、児童が携帯電話やスマートフォンを有効なコミュニケーションツールとして活用できるよう、学校と保護者、保護者同士の連携を図りながら、望ましい情報活用能力を育てていく。

(別表1) 年間計画

学期	月	児童の活動、保護者への活動	学校全体、教職員の活動
1 学 期	4 月	○学級・学年開き（各学年） ○児童への方針、相談窓口周知 ○保護者への方針、相談窓口周知	○全教職員で方針及び年間計画の確認 ○PTA総会等で「いじめ防止基本方針」の趣旨説明
	5 月	○学校行事・全校たて割り活動を通した人間関係づくり ○生活調べ①	○第1回いじめ防止対策委員会 ○児童に対する情報交換
	6 月	○いじめアンケート① ○個別面談 ○学校評価アンケート ○全校たて割り活動を通した人間関係づくり	○いじめ防止教材で学習（全学年一斉） ○いじめ対策について ○児童に対する情報交換
	7 月	○保護者懇談（家庭での様子の把握） ○非行防止教室（高学年）	○第2回いじめ防止対策委員会 ○児童に対する情報交換
夏休み			○夏季校内研修「いじめ防止対策について」
2 学 期	9 月	○学校行事・全校たて割り活動を通した人間関係づくり ○家庭教育研修（PTA）	○夏休み中の児童の生活実態の把握 ○児童に対する情報交換
	10 月	○学校行事・全校たて割り活動を通した人間関係づくり ○生活調べ②	○児童に対する情報交換
	11 月	○いじめアンケート② ○個別面談 ○全校たて割り活動を通した人間関係づくり	○いじめ防止教材で学習（全学年一斉） ○児童に対する情報交換
	12 月	○学校行事を通した人間関係づくり ○保護者懇談（家庭での様子の確認）	○児童に対する情報交換 ○第3回いじめ防止対策委員会（取り組みの検証）
冬休み			
3 学 期	1 月	○全校たて割り活動を通した人間関係づくり ○生活調べ③	○児童に対する情報交換
	2 月	○いじめアンケート③ ○個別面談 ○学級懇談会	○情報モラル教材で学習（全学年一斉） ○第4回いじめ防止対策委員会（年間の取り組みの検証） ○いじめに対する情報交換
	3 月	○自己の成長の振り返り	○児童に対する情報交換
春休み			○春休み中の児童の生活実態の把握

(別表2)

＜子どものサイン ～チェック表～＞

多奈川小学校 記入者（ ）

点検日（ ）年度（ ）月（ ）日 対象（ ）年

①表情が暗くなり、口数が少なくなった。

記述欄：

②欠席、遅刻が増えた。保健室に行くことが多くなった。

③学校の行き帰りや休み時間に一人でいることが多くなった。

④班活動や集団行動のときなどに孤立してしまう。

⑤あるべきはずの持ち物の紛失物があった。

⑥持ち物を壊されたり、落書きされたりした。

⑦まじめに取り組むことを冷やかすような雰囲気が生まれている。

⑧給食時などの会話に、からかうような笑いがみられる。

⑨子どもたちが特定の子どもの失敗や規則違反を敏感に反応する。

⑩そうじの時などに、特定の児童の机をわざと運ばない。

その他

--